

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

評価(ABCD)

A

設問1

(1)の立場 甲について、現住建築物放火罪(刑法108条)が成立しないか。

5 A社社屋には、~~専任~~睡眠室や宿直室があるので、現住建築物である。そして、甲は社屋に放火し、その結果社屋の一部が焼損している。甲は放火社屋の現住性も焼損の結果発生を認識しているので、故意も認められる。もともと放火を行った時点で、~~甲は責任無能力状態~~になっていて、ため、刑法39条1項によって責任が阻却されないか。原因において自由な行為の理論の適用が問題となる。

構成要件の検討
OKです。

問題の所在OKです。

10 (1)の立場

完全責任能力のある状態での自由な意思決定があれば、その後責任能力を欠く状態に自ら陥、~~もともと完全な非業~~り、~~犯行~~を行なったとしても完全な非業律が可能である。そのため、犯行の時点で当初の意思決定が継続している場合には理論の適用を肯定し、~~刑法39条1項の適用を排除~~すべきである。

要件としては、意思の継続だけで足りるのか。

15 本件では、責任能力のある時点での甲の意思決定は、~~A社A~~の根拠からA社社屋にガソリンをまいて社屋を燃やすというものである。この意思決定は自ら覚せい剤を注射して責任無能力になった後も継続しているといえる。

20 したがって39条1項は適用されず、責任は阻却されない。よって現住建築物放火罪が成立する。

(2)の立場 ある者が

責任能力の~~ない~~自らを完全責任能力のある者~~と~~いわば道具のように利用している場合には、間接正犯と同様に考えて、利用者の処罰が可能であると考えられることができる。

OKです。

25 その場合には、~~行為の認識~~行為の認識だけでなく、自らも道具とする故意、すなわちその行為によって責任無能力に陥る~~こと~~の認識

要件として、認識が必要かどうか。

ページ
裏面へ

識が必要である。

本件の甲は、賞せい剤を注射する認識はある。しかし、注射は頭をスッキリさせるためであり、また、責任能力低下の一因となった統合失調症について甲は認識していない。

したがって、甲は注射によって責任無能力に陥る故意がないので、理論は適用されず、39条1項が適用される。

よって、甲に現住建築物放火罪が成立しない。

設問2

10 甲の放火を制止せず、その場を立ち去った乙の行為につき、不作為の現住建築物放火罪(108条)が成立しないか。

乙の行為は実行行為といえるか。

15 不作為が実行行為といえるためには、作為その実行行為と同価値性を有することが必要である。具体的には、①作為義務があり、かつ②作為の可能性、③容易性があると言える場合に限り、不作為が実行行為になるといえる。

20 ①について、乙はB社からA社に派遣された警備員であり、事故拡大防止も業務内容としていた。また、A社社屋南東には甲と乙以外に人はおらず、A社本社は扉で囲まれていないことから、甲乙に排他的支配が認められる。

以上より、乙には、^(社屋保護を目的として)甲の放火を制止するか、少なくとも警察に通報する義務が認められる。

25 ②について、甲乙が^が甲を制止することも不可能ではないといえる。また、警察に通報することは可能であったといえる。

③について、甲は乙より若く、乙よりも背が高く、体重も乙の倍以上あったのであるから、乙が甲を1人で制止するのは容易とはいえない。一方で、警察への通報は容易であったといえる。

30 以上より、乙の行為は実行行為といえる。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑三			

評価(ABCD)

上記の通り、A社社屋は現住建築物である。そして、A社社屋の一部焼損という結果が生じている。

では、乙の不作為と結果の間に因果関係はあるか。

この点については、不作為期待された作為を行えば、結果発生が確実に防げた場合には、因果関係を肯定できると解する。本件では乙が実力で甲を制止しても、警察に通報しても、焼損の阻止は確実とはいえない。

したがって、因果関係が認められない。

よって、乙には現住建築物放火罪が成立しない。

乙は、自然災害が原因であっても火災防止義務を負うため、乙には正犯が成立するという主張は、作為義務以外の要件を検討しておらず要当でない。

もっとも乙がその場を立ち去ったことにより甲の犯行は物理的に容易になったといえるから、乙には同罪の補助犯が成立（刑法第62条1項）が成立する。

(講評)

・ 答案作成お疲れ様でした。

・ 設問7.2にもよく書いていました。答案中で指摘した点について、復習、再検討しておいてください。

・ この調子で頑張ってください。

(石田)

因果関係で切った場合は未遂犯の成否も検討しよう。

「主張」は不作為正犯を肯定するもので、必ずしもありません。

因果関係がなければ未遂になるはずで、どうもそれは、別直。補助の検討は必要ではない。

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。